

# 児童虐待から子どもを守ろう ~11月は児童虐待防止月間です~ 「見逃すな 幼い子どもの SOS」

(平成22年度児童虐待防止標語)

平成21年度中に全国で起きた児童虐待の死亡数は67人、児童相談所で受け付けた児童虐待の件数は44,210件と過去最大です。また、足柄上郡を含む小田原児童相談所管内では死亡例はありませんが、受付件数は212件と、増え続けています。減ることのない児童虐待。周囲のみなさんがいち早くその兆候に気付き、町や児童相談所に相談や通告をすることが重要です。

☎福祉課 ☎84-0316

## 児童虐待とは…

親や保護者、同居人によって行われる次の行為です。「しつけ」でも子どもの心身の成長、発達を損なうものは「虐待」です。

### 身体的虐待

- 首を締める、殴る、蹴る
- 激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、おぼれさせる
- タバコの火などを押し付ける
- 逆さ吊りにする、投げ落とす など



### ネグレクト (怠慢または拒否)

- 乳幼児をおいたまま長時間外出する
- 子どもに食事を提供しない
- 衣類や室内を長期間不衛生なままにする
- 子どもが登校する意思があっても登校させない、病気になっても病院に連れていかない など



### 性的虐待

- 子どもへの性行為の強要
- 児童ポルノの被写体にする など



### 心理的虐待

- 言葉による脅かし
- 無視したり拒否的態度を示す
- 子どもの前で家族に対する暴力を繰り返す
- 他の兄弟姉妹と著しく差別をする など



「もしかして」と思うけど  
通告に抵抗があります

「通告」は、町や児童相談所などに「連絡」をすることです。児童虐待を発見したときは、通告する義務が法律で定められています。

もし、間違えていたら…  
と思うと不安です

通告したが虐待でなかったからといって罰に問われることはありません。むしろ、見逃したことが、子どもに重大な結果を生じるおそれがあります。

「通告」したあと、子ども  
たちはどうなるの？

学校や保育所などから情報を収集し、子どもの状況を確認します。そして、児童相談所内の会議などで対応を検討します。虐待と判断された場合には保護者への助言や相談・子どもの保護を行います。緊急と思われる場合は立入調査も行われます。

だれが通告したか、知られることはないですか

通告を受けた町や児童相談所は、だれが連絡したかなどの情報を漏らしてはならないと法律で定められています。親や周囲の人に、通告した人が特定できるような情報が漏れる心配はありません。

「いつ」通告すればいいの？

児童虐待に関する通告先は左表のとおりです。

## 児童虐待に関する通告（連絡先）

機関名	電話番号	受付時間
開成町 福祉課	84-0316 (直通)	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
小田原 児童相談所	32-8000 (代表番号)	毎日 午後8時～ 午前9時
かながわ 子どもナイト ライン	0466 83-5500	

※表の受付時間外については、小田原児童相談所が対応します。

## 11月は不法投棄撲滅月間です

# 不法投棄を ゆるさない！ させない！ しめない！

☎環境防災課 ☎84-0314



神奈川県では市町村、県民、事業者など一体となって、さまざまな不法投棄対策を推進しており、毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」として不法投棄監視パトロール（夜間含む）の事業を集中的に展開しています。

投棄となっています。

ごみ置き場への不法投棄には、町民カレンダーをよく見て、分別方法、出し方、時間が守られていれば問題にならないケースが多くあります。



道路脇への不法投棄

## 町の不法投棄対策

町では各自治会から推薦された環境美化推進委員（環境美化推進協議会）などの協力を得て、日々、不法投棄撲滅に取り組んでいます。

①環境美化推進委員による地域のパトロールを実施し、行政と情報を共有しています。

②不法投棄を発見したら、環境美化推進委員や収集委託業者、町職員が不

## 開成町の不法投棄の現状

開成町が、昨年1年間で処分した不法投棄は35か所で39品目あり、中でも家電製品、布団が多く、総重量は375kgありました。

開成町の特徴としては各地区のごみ置き場への不法投棄が非常に多く、35か所のうち22か所がごみ置き場への不法



ごみ置き場へ不法投棄された現場

## 不法投棄禁止

### パトロール重点地区

捨てている者を発見した方は、  
通報にご協力ください

松田警察署  
110番  
足柄上地域県政総合センター環境部  
0465-83-5111  
開成町 環境防災課  
0465-84-0314

不法投棄禁止啓発看板

## 不法投棄は非常に 重い犯罪です

ごみ置き場はもちろん、山林、河川、道路、公園、民有地などに、みだりにごみを捨てることは、法律で禁止されています。不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

## 「5R」ごみ出づルール

- ①決められた種類ごとに分別してください。
- ②決められた日に出してください。
- ③分別を徹底してください。

出す前にもう一度、町民カレンダーで確認してください。出し方が分からない場合には、環境防災課へ確認をお願いします。

